

改正案	現行
<p>（単体における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 農業協同組合法施行規則（以下「規則」という。）第二百四十一条第一項第一号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>(1)～(11) （略）</p> <p>（削る）</p> <p>ロ 組合が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（単体における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 農業協同組合法施行規則（以下「規則」という。）第二百四十一条第一項第一号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>(1)～(11) （略）</p> <p>(12) 自己資本比率告示附則第十三条の適用により算出される信用リスク・アセットの額</p> <p>ロ 組合が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 自己資本比率告示附則第十三条の適用により算出される信用リスク・アセットの額</p>

六 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ～ニ (略)

ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

七・八 (略)

(連結会計年度の開示事項)

第三条 規則第二百五条第一号ハ(3)に規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2・3 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(11) (略)

(削る)

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲

六 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ～ニ (略)

ホ 自己資本比率告示附則第十一条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

七・八 (略)

(連結会計年度の開示事項)

第三条 規則第二百五条第一号ハ(3)に規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2・3 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(11) (略)

(12) 自己資本比率告示附則第十三条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲

げる事項

(1)～(4) (略)

(削る)

七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ～ニ (略)

ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

八・九 (略)

げる事項

(1)～(4) (略)

(5) 自己資本比率告示附則第十三条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ～ニ (略)

ホ 自己資本比率告示附則第十一条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

八・九 (略)

二 漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第五号）

改正案	現行
<p>（単体における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下「令」という。）第四十八条第一項第一号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセット トの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>(1)～(11) （略）</p> <p>(削る)</p> <p>ロ 組合が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(削る)</p>	<p>（単体における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下「令」という。）第四十八条第一項第一号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセット トの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>事項</p> <p>(1)～(11) （略）</p> <p>(12) 自己資本比率告示附則第十三条の適用により算出される信用リスク・アセットの額</p> <p>ロ 組合が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 自己資本比率告示附則第十三条の適用により算出される信用</p>

六 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

七・八 (略)

(連結会計年度の開示事項)

第三条 令第四十八条第三項第一号ハ(3)に規定する自己資本の充実の状

況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2・3 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク

・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)〜(11) (略)

(削る)

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセツ

リスク・アセットの額

六 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

ホ 自己資本比率告示附則第十一条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

七・八 (略)

(連結会計年度の開示事項)

第三条 令第四十八条第三項第一号ハ(3)に規定する自己資本の充実の状

況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2・3 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク

・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)〜(11) (略)

(12) 自己資本比率告示附則第十三条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセツ

トの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(4) (略)

(削る)

七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ～ニ (略)

ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

八・九 (略)

トの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(4) (略)

(5) 自己資本比率告示附則第十三条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ～ニ (略)

ホ 自己資本比率告示附則第十一条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

八・九 (略)

三 農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第六号）

改正案	現行
<p>（単体における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 農林中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百二十二条第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 農林中央金庫がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>(1)～(11) （略）</p> <p>（削る）</p> <p>ロ 農林中央金庫が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（単体における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 農林中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百二十二条第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 農林中央金庫がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>(1)～(11) （略）</p> <p>(12) 自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額</p> <p>ロ 農林中央金庫が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信</p>

ハ・ニ (略)

六 (略)

七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項（特定取引に係るものを除く。次条第四項第八号において同じ。）

イ・ニ (略)

ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

八・九 (略)

(連結会計年度の開示事項)

第三条 規則第百十三条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2・3 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(11) (略)

用リスク・アセットの額

ハ・ニ (略)

六 (略)

七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項（特定取引に係るものを除く。次条第四項第八号において同じ。）

イ・ニ (略)

ホ 自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

八・九 (略)

(連結会計年度の開示事項)

第三条 規則第百十三条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2・3 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(11) (略)

<p>(削る)</p> <p>ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ・ニ (略)</p> <p>ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額</p> <p>九・十 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(12) 自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額</p> <p>ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) 自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ・ニ (略)</p> <p>ホ 自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額</p> <p>九・十 (略)</p> <p>5 (略)</p>
---	---